

付表1 - 1 工場撤退時等の企業誘致に関する補助金の取扱い  
(上限額最大の補助金の場合)

1 制度等があるもの(1道2府22県)

北海道	3年以内に撤退した場合や財産を売却した場合は返還
青森県	3年以内に財産を売却した場合は返還
岩手県	正当な理由なく5年以内に操業を停止する場合は返還
宮城県	5年以内に撤退した場合や財産を売却した場合等は返還
山形県	5年以内に撤退した場合は返還を求めることができる
福島県	正当な理由なく5年以内に操業を休廃止した場合は返還を求めることがある
千葉県	大規模な企業立地については最長15年の分割交付となるため、交付期間中に撤退した場合は以後の分は支給しない。ただし既支給分は返還不要。本社立地についても分割交付の場合は同様で、1度に交付した場合は通常の撤退であれば返還不要
神奈川県	10年以内に撤退した場合は既支給分についても返還
新潟県	減価償却前の財産処分や正当な理由のない撤退等については返還を求めることができる
富山県	10年以内に設備等の譲渡や貸与を行った場合は返還を求めることができる
石川県	目的を達成できなくなった場合は返還を求める。目的の達成状況については、3年間の撤退期間の制限を設けている雇用関連の補助金の例を参考に判断
山梨県	操業開始後10年間の操業継続努力義務を課しており、10年以内に撤退した場合は一部若しくは全部の返還を求めることができる
岐阜県	10年以内に撤退した場合は一部若しくは全部の返還を求めることができる
静岡県	知事の承認を受けずにした財産の譲渡や貸付については、返還を求めることができる
愛知県	正当な理由なく5年以内に撤退する場合は減額や返還を求めることがある
三重県	5年間の立地計画に基づき支給するため、5年以内の撤退の場合は返還。また、最長15年の分割交付となるため、交付期間中に撤退した場合は以後の分は支給しないが、5年以上操業した場合の既支給分の取扱いについては個々のケース毎に判断
京都府	10年以内に操業停止した場合は一部若しくは全部の返還を求めることができる
大阪府	10年以内に撤退した場合等は返還。併せて加算金も徴収
岡山県	正当な理由なく10年以内に撤退した場合等は交付決定を取り消し、返還を命じることができる
広島県	10年以内に撤退した場合は返還を求めることができる
山口県	10年以内に撤退した場合は返還を求めることができる
徳島県	5年以内に財産を処分した場合等は返還
愛媛県	10年以内に撤退した場合等は返還を求めることがある
高知県	操業開始後に経済波及効果や雇用効果等があったと判断できない場合は返還
長崎県	5年間操業を継続しなかった場合は返還

2 制度がないもの(18県)

秋田県、栃木県、埼玉県、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- (備考) 1. 各道府県へのヒアリングにより作成。  
 2. 茨城県、群馬県、東京都、奈良県は該当制度無し。  
 3. 上限額最大の補助金とは工場等の新設に際し交付される補助金のうち上限額が最大のものを指す。

付表1 - 2 企業誘致等に関する補助金交付等の審査状況  
(補助金額30億円以上の府県)

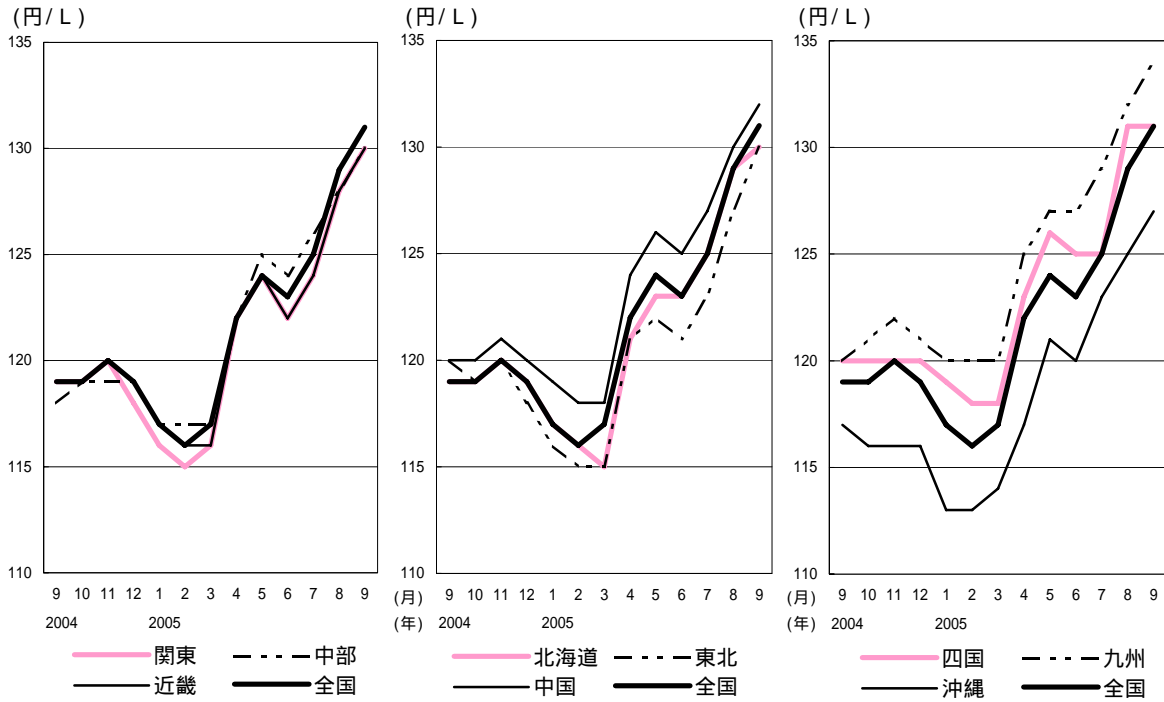
府県名	外部有識者等の審査の有無	審査状況等
千葉県	無	・始めに立地計画を認定。認定に当たり計画が業種、投資額、雇用人 数等の要件を満たしているか審査。 ・操業開始までに実態を調査し、交付要件に該当する事実を確認した 後、交付決定。
神奈川県	有	・始めに立地計画を認定。認定に当たり外部有識者等からなる審査会 で審査。認定の判断に際し、建設、設備、下請け、物資調達等への波 及効果や雇用効果の分析を行い、産学公連携や中小企業への技術提供 の有無等を調査。 ・交付に当たり助成本来の目的に沿って対象を限定。
新潟県	無	交付に当たり要綱上の要件を満たしているかどうかを審査。予算制約 等の事情や建設、雇用、税収、生産等への波及効果も加味。
富山県	無	投資額、雇用等の交付要件を満たしていれば交付。
岐阜県	無	・始めに立地計画を認定。認定に当たり税収、投資額、経済波及効 果、ブランド力等の要件を満たしているか審査。 ・分割交付となるため、毎年度交付申請の提出を受け、投資額、納税 額の要件を満たしていれば、交付決定。
三重県	無	・始めに立地計画を認定。認定に当たり業種、雇用、投資額等の要件 を満たしているか審査。 ・要件を満たした場合、実地及び書類検査を行い、交付決定。 ・交付は原則分割のため、毎年度、要件の充足状況や関連企業の集積 度合い等について確認。
滋賀県	有	外部有識者を含めた審査会を設置し、生産、設備投資、地元雇用等の 要件につき審査。
大阪府	有	・始めに先端産業に該当することを認定。認定に当たり学識経験者等 で構成する委員会で審査。 ・認定案件が最低投資額、雇用等の要件を満たしていれば、交付決 定。投資、実地及び書類検査後、交付。
兵庫県	無	・始めに新規成長企業に該当することを認定。 ・交付要件(先端技術型事業に係る総投資額が50億円以上)に該当す るかを確認。 ・投資、交付申請後、交付決定。
岡山県	無	・始めに立地計画を認定。認定に当たり投資額や雇用等の要件を審 査。 ・投資後、実地及び書類検査で事実を確認し、交付決定。
佐賀県	無	・始めに進出協定を締結。交付要件を満たすものについて交付申請を 受領。 ・交付決定に当たり投資額、地元雇用、操業開始時期等の要件を満た しているか審査。

(備考) 1. 最大補助金額(工場等の新設に際し一制度につき交付される最大の金額)が30億円以上の府県へのヒアリング  
により作成。

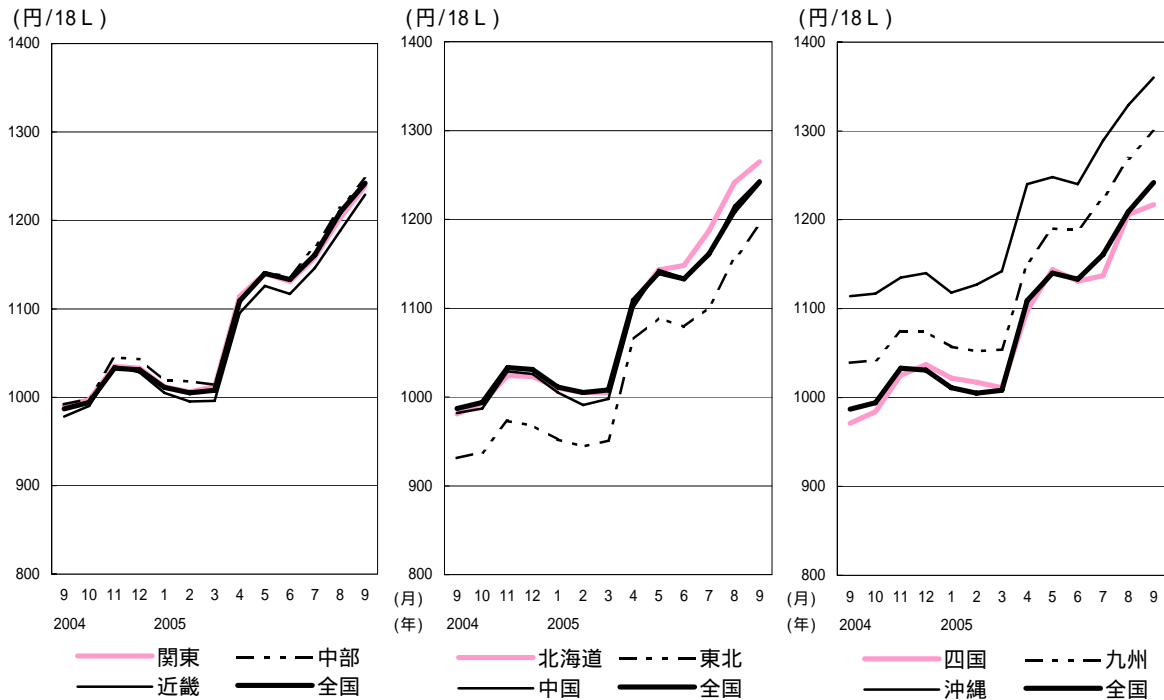
2. 当該最大金額の補助金の審査を対象とした。

付図2-1 各地で高騰するガソリンと灯油

レギュラーガソリン価格

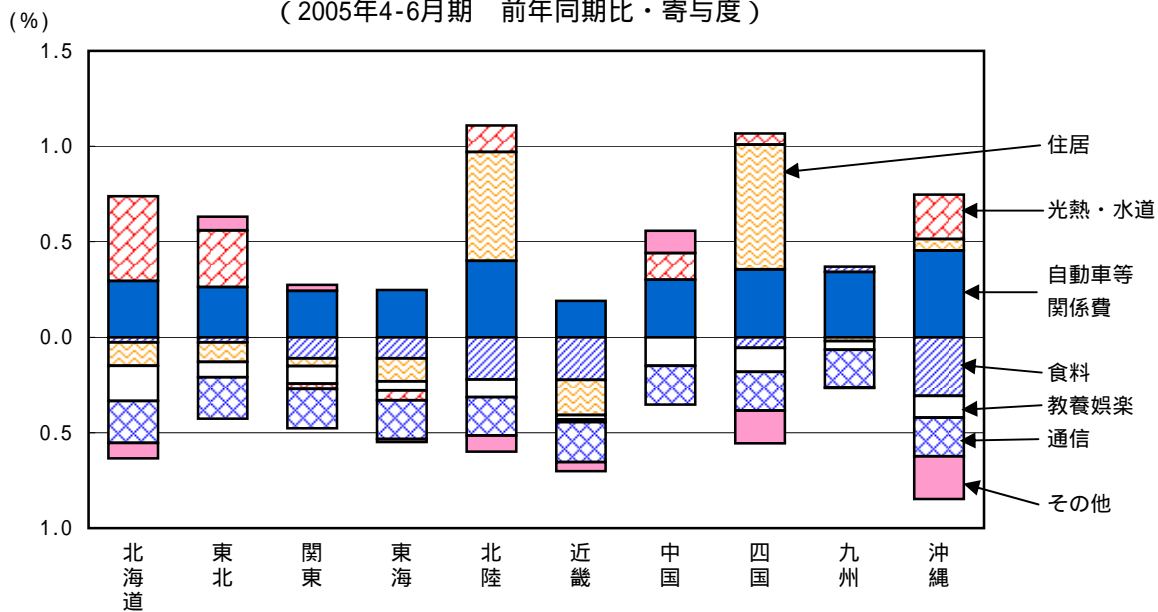


灯油価格 (店頭)



(備考) 1. 石油情報センター「給油所石油製品市況調査」により作成。  
 2. 毎月10日現在の価格(消費税込み)。  
 3. 地域区分はB。

付図2 - 2 消費者物価指数  
(2005年4-6月期 前年同期比・寄与度)



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。  
2. 地域区分はC。